年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

関東神奈川国民年金 事案 7186

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年1月から 59 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から59年3月まで

私は、昭和51年8月に結婚後、元夫が私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後、私の国民年金保険料を、元夫が納付してくれていたはずだと思っていたが、55年7月に転居後、過去の期間の保険料の納付書が送られてきたので、元夫が同期間の私の保険料を納付してくれていなかったことが分かり、58年頃、区役所の窓口で、まとめて10万円ぐらい納付したことを記憶している。

私は、過去の期間の国民年金保険料をまとめて納付した後も、通常の納付期限に遅れたものの、2回ぐらい保険料を納付して申立期間の保険料を全て納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去の期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、昭和58年頃、10万円ぐらいをまとめて納付したと主張しているが、申立人の主張する金額は、まとめて納付したとする同年中のいずれの時点においても、その時点において過年度納付することが可能な期間の保険料を納付した場合の保険料額と相違している上、仮に、同年5月以降にまとめて納付した場合、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金保険料 10 万円ほどをまとめて納付した後の期間も、通常の納付期限に遅れて 2 回ぐらい保険料を納付したので、申立期間の保険料を全て納付したはずだと述べているが、 i)申立人は、保険料を納付した回数は記憶しているものの、納付時期及び納付金額をはっきり 憶えていないこと、ii)オンライン記録によると、当該期間直後の昭和 59 年 4 月

からの厚生年金保険被保険者期間は、平成元年6月に資格変更処理がなされるまで、申立期間と同様に国民年金の強制加入被保険者期間であったことが確認できるとともに、申立人も、昭和59年4月から勤めていた会社で厚生年金保険に加入していたことは知らなかったと述べているため、申立期間の終期が明確でないことから、当該期間当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7187

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

私の母親は、平成8年4月19日に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、私の母親は、窓口の職員から、「平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付してください。」と言われたため、その日のうちに、同市役所の敷地内にある金融機関で現金を引き出し、窓口で申立期間の保険料を一括して納付するとともに、別の窓口で私の保険料の免除の申請手続を行い、平成8年4月から9年3月までの期間について、免除の承認を受けた。

申立期間の国民年金保険料が未納又は免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成8年4月19日に、市役所で申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行うとともに、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、同年6月7日に社会保険事務所(当時)において、過年度納付書が作成されていることが確認できることから、その時点において、申立期間のうち、同年1月及び同年2月の保険料は未納であったと推認される。

また、その母親が、申立人の国民年金保険料の免除の申請を行ったのは、その主張のとおり、平成8年4月であることがオンライン記録によっても確認でき、当時の申請免除の制度においては、免除承認期間は申請のあった日の属する月の前月から社会保険庁長官(当時)の指定する月までとされていたことから、申立期間のうち、8年3月については、申立期間直後の期間と同様に保険料の免除期間とされたと推認されるため、同年4月に申立期間の

保険料を一括して納付したとの申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7188

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年8月から平成4年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から平成4年11月まで

私が会社を退職してから2、3年後の昭和47年8月頃、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、私が区役所で納付していたが、 自身の2、3か月分の保険料と長男の1年分の保険料を一緒に13万円ぐら いを納付したこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、自身が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i)申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は既に他界しており、証言を得られないこと、ii)申立人は、申立期間当時の保険料の具体的な納付方法や保険料額についての記憶が明確ではないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、自身の2、3か月分の保険料と申立人の長男の1年分の保険料を一緒に納付したこともあったと述べているが、オンライン記録によると、その長男の1年分の保険料納付については、申立期間後の平成9年5月に平成9年度分の保険料が一括して納付されていることが確認でき、申立人が主張しているのはこの期間のことであると推察される上、申立期間のうち、長男が20歳となった平成2年*月から4年11月までの期間について、長男の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人が所持している年金手帳の国民年金記号番号欄には何も記載が無い上、申立人に手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月15日から同年11月16日まで 私は、A社(現在は、B社)に、昭和33年7月21日から同年11月 15日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社での厚生年 金保険の資格喪失日が同年8月15日となっているため、申立期間が厚 生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時にA社において、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者に照会したところ、回答のあった全ての者は、申立人を知らないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、B社は、「申立期間当時の資料、記録が保管されていないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出、保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答している上、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人と同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は「申立人については記憶に無いが、同日に入社した者の中で、昭和 33 年の年末まで残っていたのは私一人だったと思う。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 関東神奈川厚生年金 事案 8802 (事案 8179 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月10日から47年9月10日まで 私は、昭和43年4月10日にA社に入社し、60年9月20日まで勤務 していたが、オンライン記録では申立期間が被保険者期間となっていな いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと、 申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たに提出するA社の定款により確認できる申立期間当時に役員だった姉及び申立期間後に役員となった者が、「事業主であった申立人の父親から、申立人はA社に勤務しており、厚生年金保険に加入させたと聞いた。」と述べているので、申立期間において私は、厚生年金保険の被保険者だったはずである。

再度、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険を担当していた申立人の父親である当時の事業主は、既に亡くなっている上、前事業主から事業を引き継いだ申立人は、申立期間当時の書類は残っていないとしていること、当時の複数の同僚、申立人の姉及び同級生は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明であるとしていること、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、昭和47年9月10日とされ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の同社における手帳記号番号は、同年9月19日に払い出され、被保険者資格取得日は同年9月10日とされており、当該被保険者名簿及び払出簿に記載された申立人の資格取得日はオンライン記録における資格取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認B地方

第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成25年1月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の役員であった姉及び申立期間後に役員となった者が、「事業主であった申立人の父親から、申立人を厚生年金保険に加入させたと聞いた。」と述べているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきであると主張している。

しかし、上記二人に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、これらは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月20日から24年4月1日まで

② 昭和24年5月10日から同年8月20日まで

私は、昭和 23 年8月にA社を辞めた直後の申立期間①の始期から、 B事務所に勤務し、31 年 3 月まで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてB事務所に勤務していたと述べている。

しかしながら、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知)に基づき、国の雇用人としての身分で、連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が設置している渉外労務管理事務所において社会保険を適用することとされたところ、B事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であり、申立期間①においては適用事業所ではない。

また、B事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するC局は、「B事務所が適用事業所になる前の期間については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB事務所に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が記憶する同僚を特定することができず、照会することができない上、C局に照会したものの、「申立人に係る連合国軍関係常用使用人登録票は無い。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、日本年金機構D事務センターが保管する申立人に係る被保険者カード及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の申立期間②に係る記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間②当時のものであると主張する給与明細書2 枚については、いずれの明細書にも年号の記載が無い上、記載されている 健康保険料及び厚生年金保険料の金額からは、申立期間②当時のものであ るとまで判断することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。 関東神奈川厚生年金 事案 8804 (事案 475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から38年4月4日まで 申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委 員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。」との判断であった。

しかし、申立期間当時、同じ条件で勤務していた同僚は、申立てに係る事業所から脱退手当金受給の有無について説明を受けたことを記憶しており、退職後に金融機関で脱退手当金を受け取っているが、私はそのような説明を受けた記憶は無いし、受給もしていない。脱退手当金を支給したのであれば、振込先や受取人の氏名等が確認できる資料を明示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所において、申立 人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年4月の前後3年以 内に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録 のある同僚の大部分の者が、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支 給決定がなされていることや、同僚の証言などから、申立人についても事 業主による代理請求がなされたものと考えられること、及び支給額に計算 上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、 既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成 21 年 1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び情報を提供することなく、脱退手当金を支給したのであれば、振込先や受取人の氏名等が確認できる資料を明示してほしいと主張しているところ、脱退手当金が支給さ

れる場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では 保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手 当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を 疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け 取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情か ら考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な 矛盾は見当たらず、申立てに係る事業所において脱退手当金の支給記録の ある同僚の大部分が、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定 がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約2か月後に支 給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていること をうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っ ていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月11日から同年7月1日まで 私は、昭和32年4月11日に、A社(現在は、B社)に臨時職員として採用され、C事務所で勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、 A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社が保管する申立人に係る人事記録カードの採用欄及び任用記録の発令事項欄の年月日は昭和 32 年7月1日と記載されているところ、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得年月日も同日と記載されており、当該日付は、オンライン記録における資格取得日と一致している。

また、申立人は、臨時職員として採用されたと述べているところ、A社 D支社に係る事業所別被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日 の複数の同僚は、申立人と同様、昭和 32 年4月に臨時職員として採用さ れた旨述べている上、このうちの一人は、臨時職員の期間は厚生年金保険 の保険料が給与から控除されていなかった旨述べている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月21日から39年5月2日まで

② 昭和39年5月2日から42年8月16日まで

③ 昭和42年9月1日から43年6月21日まで

④ 昭和43年9月1日から46年9月20日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者 記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。しかし、当時 は脱退手当金という制度については知らず、請求手続を行った記憶も受 給した記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、当該期間の 93 か月を対象期間とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 47年2月10日に支給決定されている上、当該期間の最終事業所であるA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。